

平成 20 年 2 月 29 日

規則第 1 号

(審議会の会長及び副会長)

第11条 条例第23条第1項の生駒市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第12条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第13条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、会議に出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(部会)

第14条 審議会は、その所掌事務に係る特定の事項を調査研究するために必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

(会長への委任)

第15条 前3条に定めるもののほか、審議会及び部会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。